



新型コロナウイルス感染者が急増！

業務が原因で感染した場合、労災保険給付の対象になります！

労働災害とは・・・業務にかかわる建設物・設備・原材料などにより、または作業行動・通勤途上などにおいて、労働者が負傷・病気・死亡する事故。使用者は災害補償責任を負う。労災と略す。(広辞苑より)

COVID-19 労災保険給付の対象ケース

●感染経路が業務によることが明らかな場合

●感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染したがい然性(可能性)が強い場合

感染リスクが高い業務とは・・・複数の感染者が確認された労働環境下での業務および、顧客等との接近や接触の機会が多い労働環境下(小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務など)



新型コロナウイルスによる労災保険給付の種類

療養補償給付

- ①労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受け取ることが出来ます。
- ②やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい、後で労災申請をすることが出来ます。

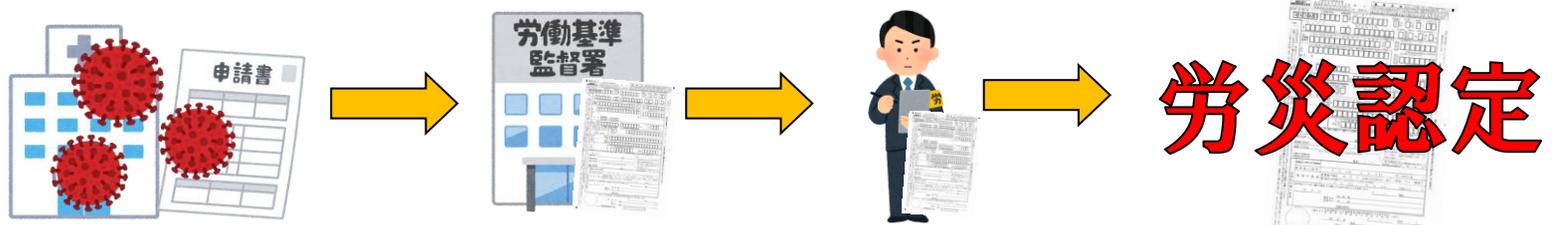
休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることが出来ます。

- ◆給付日：休業 4日目から
- ◆給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割(特別給付金2割含む)

※原則として「給付基礎日額」は発症日直前3ヶ月分の賃金を暦日数で割ったものです。

<労災の申請方法>



労災の申請方法は、通勤災害・労働災害と同様です。新型コロナウイルス感染症の陽性が出たら、原則として、療養費用給付の請求書は治療を受けた労災指定医療機関へ、休業補償給付は労基署に提出して下さい。いずれも会社の証明が必要で、職場の管理者と相談して下さい。拒否された場合は、その旨を書面にして、労基署への請求書に添付して下さい。

濃厚接触者・発熱症状がある場合・・・休業手当が支払われるケースがあります！

保健所から濃厚接触者に認定され、2週間の健康観察期間が必要な人を会社が休ませる場合には、休業手当の支払い対象になります。厚生労働省は「職務の継続が可能である方について使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に『使用者の責に帰すべき事由による休業』にあてはまり、休業手当を支払う必要がある」としています。

組合員の声に寄り添い、不安解消に向けて、安全で安心して働ける職場環境を創り出そう！